

## 「木材アドバイザー」資格の更新について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴殿におかれましては、当連盟で実施しております木材アドバイザー養成研修を受講され、試験に合格されて「木材アドバイザー」として認定されておられるところですが、この認定の有効期間は認定（初回又は更新）の日から5年となっております。

平成27年度の研修を受講し認定され、令和2年度末に第1回目の更新認定を受けられました貴殿につきましては、令和8年（2026年）3月31日までの有効期限（更新されない場合は、失効）となっておりますので、下記により更新の手続きを進めて頂きますようご案内申し上げます。

### 記

#### 1 「木材アドバイザー」認定の更新手続き

- (1) 更新申請書類（別紙1及び別紙2（更新時レポート用紙））に必要事項等を記入  
上記別紙2の更新時レポートの提出は、下記7の研修会・講演会等を受講することによって代えることができます。
- (2) 直近6か月以内の顔写真の送付（電子媒体で写真データを送付。写真データが送付できない場合は証明写真を送付）
- (3) 次の、ア又はイのいずれかを選択し、該当する更新手数料（振込手数料は別途本人負担）を指定口座に入金してください。  
ア. 「木材アドバイザー証」（終身有効）のみを希望する場合・・・・・・・・ 3,000円  
イ. 「木材アドバイザー証」（終身有効）及び最新テキスト（令和7年1月発行改訂第3版）を希望する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7,000円

- 2 更新書類・資料提出、手数料入金確認後、新たな「木材アドバイザー証」（終身有効）を作成・送付いたします。（作成・送付時期は、令和8年（2026年）3月を予定。）併せて、上記1の（3）のイを希望された方には同時にテキストも送付いたします。

- 3 申請書の提出先 〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル6階  
（一社）全日本木材市場連盟

電子媒体の送付先アドレス [zennichi22@gmail.com](mailto:zennichi22@gmail.com)

- 4 更新手数料の振込先 三菱UFJ銀行 春日町支店 （普通） 0805538  
口座名義人 シャ）ゼンニホンモクザイイチバレンメイ

#### 5 更新手続きの期限

令和7年（2025年）年12月5日（金）までに（必着）、当連盟事務局に更新申請書類等の提出、手数料の入金を済ませてください。

## 6 更新時レポートについて

レポートの内容としては、木材アドバイザー資格活用事例、木材アドバイザー養成研修で得た知識を業務で活かした経験の感想等を簡易なレポート（別紙2の400字詰原稿用紙1～2枚）にまとめて提出してください。ただし、下記7の研修会・講演会に参加することによってレポート提出に代えることができます。

（具体的なレポート内容事例）

- (1) 木づかいイベント等の運営において木アド資格を買われイベント来場者に対応し、木材の良さをPRできた。
- (2) 名刺に「木材アドバイザー」と記載し、そのことで相手とのコミュニケーションが円滑に進んだ。
- (3) 実際のビジネスにおいて、木材の素晴らしさ、木材を使用することによる環境面での効果等について説明し、業績向上に役立った。
- (4) 会社等への見学者・視察者に対して、木材アドバイザー養成研修で得た知識等を活かして、多面的な切り口で説明できた。
- (5) 木材利用の意義を知り、これまで以上に自信をもって仕事に従事できるようになった。
- (6) 川上、川中、川下の広範な知識を得て、ビジネス相手の置かれている状況が理解できるようになり、業績向上に役立った。 等々

## 7 更新時レポートの提出が免除となる研修会・講演会等の例

更新時レポートの提出免除を受けようとする場合、更新申請書類の提出に当たり、必ず、参加した研修会・講演会等を受講した証明となるものを添付してください。

- (1) 全日本木材市場連盟、全国木材市売買方組合連盟及び全国木材組合連合会等が主催する「木材関連事業者研修」を受講した場合。
  - ① 令和7年(2025年)11月11日（全日本木材市場連盟 東京都内 木材会館）。
  - ② 令和7年(2025年)11月12日（全国木材市売買方組合連盟 大阪府内 場所未定）  
詳細は、決定次第、全市連並びに全買連のホームページ等でご案内。
  - ③ 都道府県木連等が別途開催するセミナー等を受講された場合も同様としますが開催予定及び受講の可否については各都道府県木連等にお問い合わせください。
- (2) 都道府県木連・木材関連団体等が開催する木材利用（木づかい、国産材、JAS製品、地球温暖化、CLT、LVL、合板、集成材、乾燥、木質バイオマス等）、合法木材、木造建築、木材加工、木材流通及び木材輸出等に係る研修会・講演会等（原則令和7年4月以降開催から申請時までの間）。
- (3) 今後、レポートの提出免除の対象として適当と思われる研修会・講演会等があれば、全市連ホームページ等でご案内予定。

担当：一般社団法人 全日本木材市場連盟 柱本 修・山元康則(事務局)

TEL：03-3818-2906

FAX：03-3818-2907

Mail：zennichi22@gmail.com